

○印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀等耐震対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、印南町補助金等交付規則（平成21年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「避難路」とは、災害時において、不特定多数の者が避難するために利用する路をいう。
- (2) この要綱において「一の敷地」とは、1筆の土地又は同一の用途に供されている隣接する2筆以上の土地をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、印南町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者とする。

- (1) 印南町内にあるブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある者
- (2) 印南町内にあるブロック塀等を所有する法人又は自治会等の地縁団体
- (3) 印南町内にあるブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、災害復旧のため実施するもの及び公共団体が実施するものを除く。

(1) ブロック塀等の撤去

避難路に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面からの高さが0.6メートル以上のものをいう。）を延長2メートル以上撤去する事業

(2) ブロック塀等の改善

避難路に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面からの高さが0.6メートル以上のものをいう。）を撤去し、生垣又はフェンス等他の塀へ転換する事業

(3) ブロック塀等の補強

避難路に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面からの高さが0.6メートル以上のものをいう。）を控壁又は鉄筋、鋼柱等で補強する事業

(交付の条件)

第5条 事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならないものとする。

(1) ブロック塀等を安全な塀に改善する場合には、原則としてフェンス等の軽量の塀に改善することとし、ブロック塀からブロック塀への改善は認めない。

(2) 生垣を設置する場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 樹木が列状に植え込まれ、延長2メートル以上の生垣を形成していること。

イ 樹木の本数が生垣延長1メートル当たり2本以上であること。

ウ 外部から眺望した樹木の高さが1メートル以上であること。

エ 生垣をブロック、コンクリート、石又はレンガにより囲む場合は、高さが地盤面から0.5メートル以下であること。

(3) フェンスを設置する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア フェンスの延長が2メートル以上であること。

イ フェンスの高さは基礎を含めて1メートル以上であること。

ウ フェンスの基礎は、高さが地盤面から0.5メートル以下であること。

(4) ブロック塀等を補強する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建築基準法施行令及び(社)日本建築学会の「コンクリートブロック塀設計基準」及び「ブロック塀施行マニュアル」等を参考にブロック塀の安全を確保すること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付申請書兼承諾書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図、現況写真等

(2) 対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)

(3) ブロック塀の診断カルテ(別表第2)

(交付の決定)

第8条 町長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その旨を印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、一の敷地について、それぞれ1回限りとする。

(事業の変更等)

第9条 別表第1に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、印南町ブロック塀等耐震対策事業変更等承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添えて、あらかじめその承認を受けなければならない。

ア 施工箇所を変更しようとする場合

イ 事業費の額を変更しようとする場合

ウ ブロック塀等耐震対策事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 ブロック塀等耐震対策事業が予定の期間内に完了しない場合又はブロック塀等耐震対策事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第10条 町長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、印南町ブロック塀等耐震対策事業変更等承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、ブロック塀等耐震対策事業が完了したときは、ブロック塀等耐震対策事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図等

(2) 写真（対策事業の内容が確認できるもの）

(3) 領収書等（写し）

2 補助事業者は、事業完了後においても補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の代理受領)

第14条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて補助対象工事を行った事業者に対し、補助金の受領を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により委任をしようとするときは、補助金の代理受領を委任した事業者(以下「代理受領者」という。)から補助対象工事に着手する前に同意を得たうえで、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金代理受領委任状(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補助事業者から前項の規定による補助金の代理受領に係る委任状の提出があったときは、前条中の「補助事業者」を「代理受領者」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により、代理受領者に補助金が交付されたときは、代理受領者は、速やかに補助対象工事に要した費用から既に支払われた額を差し引いた額の領収書を補助事業者に交付し、その写しを町長に提出しなければならない。

5 前項の提出があったときは、補助事業者に補助金が交付されたものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(調査等)

第17条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年要綱第25号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年要綱第1号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年要綱第3号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年要綱第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年要綱第7号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第9条関係）

補助の対象		補助額
事業の区分	工事費及び経費	
ブロック塀等の撤去	補助事業者が行う撤去に要する工事費及び工事に伴う諸経費	ブロック塀等撤去に要する費用（実費）と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、かつ、200,000円を限度とする。200,000円に満たない場合で、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
ブロック塀等の改善	補助事業者が行う撤去及び生垣・フェンス等設置に要する工事費及び工事に伴う諸経費	ブロック塀等撤去及び生垣・フェンス等設置に要する費用（実費）と撤去するブロック塀等及び生垣・フェンス等を設置する延長1メートルにつき60,000円を乗じて得た金額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、

		かつ、400,000円を限度とする。400,000円に満たない場合で、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
ブロック 塀等の補 強	補助事業者が行う ブロック塀の補強 に要する工事費及 び工事に伴う諸経 費	ブロック塀等の補強に要する費用（実費）と補強するブロック塀等の延長1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、かつ、200,000円を限度とする。200,000円に満たない場合で、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2(第7条関係)

ブロック塀の診断カルテ			
A. 基本性能の診断【基本性能値】		基準点	評価点
建築後の年数	10年未満	10	①
	10年以上、20年未満	8	()
	20年以上	5	
高さの増積	なし	10	②
	あり	0	()
使用状況	塀単独	10	③
	土留め・外壁等を兼ねる	0	()
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10	④
	塀の下に擁壁あり	5	()
塀の高さ	1.2m以下	15	⑤
	1.2mを越え、2.2m以下	10	()
	2.2mを越える	0	
塀の厚さ	15cm以上	10	⑥
	12cm	8	()
	10cm	5	
透かしブロック	なし	10	⑦
	あり	5	()
鉄筋	あり	10	⑧
	なし	0	()
	確認不能	0	
控え壁・控え柱	あり	10	⑨
	なし	5	()
かさ木	あり	10	⑩
	なし	5	()
基本性能値(①～⑩までの評価点の合計)		A	[]
		[]	
B. 壁体の外観診断【外観係数】			
診断項目	基準係数	評価係数	
全体の傾き	なし	1	⑪
	あり	0.7	()
ひび割れ	なし	1	⑫
	あり	0.7	()
損傷	なし	1	⑬
	あり	0.7	()
著しい汚れ	なし	1	⑭
	あり	0.7	()
外観係数(⑪～⑭の最小値)		B	[]
C. 壁体の耐力診断【耐力係数】			
診断項目	基準係数	耐力係数	
ぐらつき ^{※1}	動かない	1	C
	わずかに動く	0.8	[]
	大きく動く	0.5	
※1 診断をする場合は、周囲に人がいないことを確認し、必ず前方へ押して下さい。			
D. 保全状況の診断【保全係数】			
診断項目	基準係数	保全係数	
補強・転倒防止対策等の有	あり	1.5	D
無	なし	1	[]

診断結果の判定			
1. 総合評点(Q)を求めましょう。			
基本性能値 A	×	外観係数 B	×
		耐力係数 C	×
		保全係数 D	=
			総合評点 (Q)
2. 総合評点(Q)から、診断結果を判定しましょう。			
安全性の判定と今後の対応			
総合評点	安全である	3～5年後にまた診断して下さい。	
Q ≥ 70	安全である	3～5年後にまた診断して下さい。	
55 ≤ Q < 70	一応安全である	1年後にまた診断して下さい。	
40 ≤ Q < 55	注意を要する	精密診断を行い、再度判定するか転倒防止対策を講じて下さい。	
Q < 40	危険である	早急に転倒防止対策を講じるか、撤去して下さい。	
※診断結果は、あくまでも目安です。専門家による精密診断を受けると、より正確に判定できます。			

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金【交付申請書兼承諾書】

印 南 町 長 様

年 月 日

申請者 住所 印南町大字 _____

氏名 _____

電話 _____

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。
 なお、交付申請にあたり、申請書及び添付書類に記載した内容を、個人が特定できない範囲内で耐震対策関連事業の普及・啓発目的に利用することに同意します。また、印南町税等の完納を確認するため、町が保有する町税等の納付情報を、町が閲覧確認することに同意します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 対象事業の概要

- (1) ブロック塀等の所在地 印南町大字 _____
 (※ブロック塀等の ・高さ _____メートル ・延長 _____メートル)
- (2) 事業区分 (当てはまるものに、○をつけて下さい。)
 1、() ブロック塀等の撤去
 2、() ブロック塀等の改善
 3、() ブロック塀等の補強
- (3) 工法内容等 (簡単に記入してください。)
 [_____]
- (4) 対象事業費 (見積額) 金 _____ 円
- (5) 対象事業の着手及び完了予定年月日
 (着手) _____年 月 日 ~ (完了) _____年 月 日

3 添付書類

- ① 位置図、配置図、平面図、現況写真等
- ② 対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)
- ③ ブロック塀の診断カルテ (別表第2)

(町記入欄)・・・申請者は記入不要

補助対象の可否	該当	非該当 (理由 _____)
町税等の納付情報	完納	その他 (_____)
補助金額	(_____)	円
交付決定通知等	済	未済 (理由 _____)

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金【交付決定通知書】

印総第 号
年 月 日

印南町大字

様

印南町長

年 月 日付で申請のあった印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金については、同事業補助金交付要綱第8条第1項及び印南町補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1、補助事業の名称 印南町ブロック塀等耐震対策事業

2、交付決定額（不交付の理由） 金 _____ 円以内
1,000円未満の端数は切り捨てる

3、交付決定額の算定基礎

- ①（ ）ブロック塀等の撤去：撤去に要する工事費及び工事に伴う諸経費
ブロック塀等撤去に要する費用(実費)と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、かつ、200,000円を限度とする。
- ②（ ）ブロック塀等の改善：撤去及び生垣・フェンス等設置に要する工事費及び工事に伴う諸経費
上記に加え、生垣・フェンス等設置に要する費用(実費)と生垣・フェンス等を設置する延長1メートルにつき60,000円を乗じて得た金額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、かつ、400,000円を限度とする。
- ③（ ）ブロック塀等の補強：補強に要する工事費及び工事に伴う諸経費
ブロック塀等の補強に要する費用(実費)と補強するブロック塀等の延長1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない金額の10分の9以内とし、かつ、200,000円を限度とする。

4、対象事業等の完了予定年月日 年 月 日

5、交付の条件



印南町ブロック塀等耐震対策事業【変更等承認申請書】

印南町長様

年 月 日

申請者 住所 印南町大字 _____

氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け印総第 号で補助金の交付決定のあった印南町ブロック塀等耐震対策事業について、次のとおり変更したいので、同事業補助金交付要綱第9条及び印南町補助金等交付規則第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 対象事業の名称 印南町ブロック塀等耐震対策事業
- 2 変更（中止・廃止）の理由 []
- 3 補助金の交付決定額
- 4 変更後の補助金の申請額
- 5 対象事業の完了予定年月日
変更前 年 月 日
変更後 年 月 日
- 6 添付書類
 - ① 変更計画書
 - ② 変更見積書等

(町記入欄)・・・申請者は記入不要

承認申請の可否	該当	非該当 (理由)
その他確認事項	確認	その他 ()

印南町ブロック塀等耐震対策事業【変更等承認（不承認）通知書】

印総第 号
年 月 日

印南町大字

様

印南町長

年 月 日付で申請のあった印南町ブロック塀等耐震対策事業の変更について、同事業補助金交付要綱第10条及び印南町補助金等交付規則第9条第3項の規定により、次のとおり承認（不承認）決定をしたので通知します。

記

- 1、対象事業の名称 印南町ブロック塀等耐震対策事業
- 2、補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 3、変更後の交付決定額 金 _____ 円
- 4、対象事業の完了予定年月日
変更前 年 月 日
変更後 年 月 日
- 5、承認理由（不承認理由）
- 6、その他変更した交付の条件



印南町ブロック塀等耐震対策事業【実績報告書】

印南町長様

年 月 日

申請者 住所 印南町大字 _____

氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け印総第 _____ 号で交付決定のあった印南町ブロック塀等耐震対策事業が完了したので、同事業補助金交付要綱第11条第1項及び印南町補助金等交付規則第13条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 _____ 円

2 補助金の精算額 金 _____ 円

3 対象事業の完了年月日 年 月 日

4 対象事業の経過及び成果の概要

※事業区分（実施した事業に、○をつけて下さい。）

1、() ブロック塀等の撤去

2、() ブロック塀等の改善

3、() ブロック塀等の補強

※実施した工法内容等（簡単に記入してください。）

[_____]

5 添付書類

- ① 事業実施写真等（実施前、実施中、完了後等）
- ② 対象事業費の証拠書類（契約書又は請求書、領収書等の写）
- ③ その他関係書類

（町記入欄）・・・申請者は記入不要

現地確認	実施	未実施（理由 _____）
書類審査（添付書類等）	確認	未確認（ _____ ）
その他確認事項	[_____]	

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金【確定通知書】

印総第 号
年 月 日

印南町大字

様

印南町長

年 月 日付けで実績報告のありました印南町ブロック塀等耐震対策事業について、同事業補助金交付要綱第12条及び印南町補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1、補助事業の名称 | 印南町ブロック塀等耐震対策事業 |
| 2、交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3、交付済額 | 金 _____ 円 |
| 4、交付確定額 | 金 _____ 円 |

5、検査員氏名

所管課・室名

職 名

氏 名

印

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金【交付請求書】

印南町長様

年 月 日

申請者 住所 印南町大字 _____

氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け印総第 _____ 号により交付決定のあった印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金について、同事業補助金交付要綱第13条及び印南町補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

記

1、助成金請求金額 _____円

2、添付書類 (1) 補助金等確定通知書 (写)

3、次の口座に振込み願います。(受取人口座番号)

振込先 金融機関名	銀行			店		
	信用金庫			支所・出張所		
農協						
口座名義人	預金種別	1.普通(総合) 2.当座	口座番号			
	(ふりがな)					
氏名						

※振込先金融機関口座確認書類（預金通帳等）を添付して下さい。

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金【代理受領委任状】

受 付 印

年 月 日

印南町長 様

私は、 年 月 日付け 第 号で交付決定(変更交付決定)した補助金に係る受領
について、印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり委任します。

記

委任者(補助事業者)

住 所 印南町大字 _____

氏 名 _____

上記の権限の委任を受けることに同意します。

受任者(代理受領者)

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ 印

印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定【取消通知書】

印総第 号
年 月 日

印南町大字

様

印南町長

年 月 日付け印総第 号で交付決定しました印南町ブロック塀等耐震対策事業補助金について同事業補助金交付要綱第14条第2項及び印南町補助金等交付規則第17条の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1、対象事業の名称 | 印南町ブロック塀等耐震対策事業 |
| 2、交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3、交付決定取消額 | 金 _____ 円 |
| 4、取消理由 | { _____ } |

別表第2 (第7条関係)

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条第1項関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第15条第2項関係)